

■ 第 25 回 新潟市都市計画審議会常務委員会

日時：令和 5 年 11 月 1 日（水）午後 3 時～

場所：新潟市役所ふるまち庁舎 401 会議室

（司 会）

ただいまから第 25 回新潟市都市計画審議会常務委員会を開催いたします。私は、本日の進行役を務めます都市計画課の清水と申します。よろしくお願いいたします。

本日の常務委員会は、委員 5 名中 4 名の委員の方が出席でございますので、新潟市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、関係行政機関からの委員でございます、新潟県新潟地域振興局地域整備部長の東海林様につきましては、代理といたしまして新潟地域振興局地域整備部建築課参事の土屋様からご出席をいただいております。

ここで幹事といたしまして、市側から出席者を紹介させていただきます。武石都市政策部長、上村建築部長、以上でございます。

それでは、以後の進行につきましては、委員長のほうからお願いいたします。

（樋口常務委員長）

承知いたしました。皆様、こんにちは。お世話になります。名前が出ておりませんが、新潟工科大学の樋口と申します。本委員会の岡崎委員長から、この常務委員会の委員長を拝命しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは会議を開催したいと思います。本日は大変お忙しいところ皆様ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、報道機関へ撮影の許可を求められておりますが、許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異義なし」の声）

ありがとうございます。それでは、異義なしとのことですので、撮影を許可いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど事務局からご報告がありましたとおり会議が成立しておりますので、これから議事を進行いたします。まず、新潟市都市計画審議会運営要綱第 4 条の規定により、本日の議事録署名委員に平山委員を指名させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、市長より諮問のあった付議案件の審議に入りたいと思っております。本日の審議案件は、議案第 1 号「産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有

無について」、西蒲区の新潟エコサイクル工業株式会社の案件でございます。

議案第 2 号「産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について」、こちらは西区の高倉産業の案件でございます。以上の 2 件でございます。

これらの案件は、新潟市都市計画審議会運営要綱第 2 条第 2 項第 3 号に該当する軽易な都市計画の事項であるとして、会長から常務委員会に付託され、審議するものでございます。それでは、事務局から議案説明をお願いします。まずは、第 1 号議案からお願いいたします。
(事務局)

建築行政課でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。それでは、議案第 1 号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について」、ご説明いたします。配付資料でございますが、インデックスの議案第 1 号からの資料と、それに伴う参考資料 1、2 でございます。

議案の説明の前に、本案件の取り扱いについてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。また、お手元に配付しました参考資料 1 が同様のものとなっています。

建築基準法第 51 条では、周辺環境の悪化を防ぐ目的から、産業廃棄物処理施設については、「都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、又は増築してはならない」としており、ただし書きにおいて「特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合又は、政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りではない」としています。

本案件については、民間事業者が設置する施設であり、施設の恒久性が担保されないことから、都市計画決定には馴染まないものと判断し、このただし書きの規定を適用することとなります。

本計画の内容は、政令で定める規模の範囲を超えるため許可対象となりますので、その敷地の位置が都市計画上、支障がないか本審議会に諮問するものでございます。

それでは、本案件の概要について説明いたします。申請者は、新潟エコサイクル工業株式会社です。敷地位置は、新潟市西蒲区横戸地内の市街化調整区域内で、施設用途はごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設です。

申請者は、当該地におきまして平成 14 年に創業し、破碎機を設置し、主に木くずの破碎処理を行っております。今回の計画は、当該地において木くずの破碎機 1 機を増設し、処理能力の増加を行うものです。

続いて、地図にてご確認ください。申請者は、平成 14 年に当時、都市計画区域外であった申請地において、木くずの破碎機 1 機を設置し、廃棄物の破碎処理を始めています。その後、平成 23 年に当該地が都市計画区域に編入されたことから、この時点での建築基準法第

51 条の適用の対象となっています。その後、令和 2 年に破砕機 1 機を増設しておりますが、処理能力が許可不要の範囲だったことから、その時点では許可は取得しておりません。今回、木くずの破砕機 1 機を増設しますので、処理能力が政令で定める範囲を超えるために許可の対象となっています。

その許可の対象となる処理能力ですが、建築基準法第 51 条では、政令で定める規模の範囲内であれば許可は不要としています。政令で定める範囲とは、今回の場合、法適用の対象となったときの処理能力の 1.5 倍を超えないことです。今回の計画では、木くずの破砕の合計の処理能力、ここでは赤字の数値になりますが、平成 23 年に都市計画区域に編入された時点での法適用時の 1.5 倍の処理能力、青字の数値を超えることから許可の対象となっています。

それでは、敷地の位置を都市計画図でご確認いただきます。スクリーン中ほどの赤いポイントが申請地でございます。西川出張所から東に約 2.8 キロ、新潟市西蒲区横戸地内、新川と北陸自動車道には含まれた市街化調整区域に位置しています。北西側には升湯集落、南東側には五之上集落、南側には横戸集落がございます。最寄りの公共施設としましては、北西側約 2 キロメートルに升湯小学校が、西側約 2.2 キロメートルに西川中学校がございます。航空写真を用いて申請地周辺の状況をご確認いただきます。

申請地周辺には、産業廃棄物の保管施設や処理施設、また建設業者の資材置き場などが集まって立地しています。それ以外は田んぼや畑となっています。また、近隣には学校や社会福祉施設などはありません。最寄りの住宅までは約 270 メートル離れています。なお、申請者は本計画にあたって、新潟市産業廃棄物施設の設置及び維持管理に関する要項の規定に基づきまして、隣接する土地所有者や周辺自治会に説明を行っており、いずれも承諾を得ています。

次に、配置図により敷地内の計画について説明いたします。敷地内の西側と東側、青色で示したものが既存の破砕処理棟です。現在、この二つの建屋内で木くずなどの破砕を行っています。今回、真ん中の赤色で示した建屋内に木くずの破砕機 1 機を増設いたします。施設の稼働時間は、午前 8 時から午後 5 時までです。廃棄物の搬出入は北側に位置する新潟市道より行います。なお、敷地の周囲は高さ 2 メートル、または 2.5 メートルの鋼板製の塀で囲まれています。

続いて、敷地の外観でございます。上の写真が敷地北側の新潟市道から見た正面入り口部分の外観となっており、下が敷地南側の外観となっています。敷地の北側及び南側は高さ 2.5 メートルの鋼板製の塀で囲まれており、この塀については塗装が劣化してきていることから、許可にあたりまして景観上の配慮を求めています。申請者からは、周辺のほかの事業所と構成している組合で設置したものであることから、今すぐの改修は難しいが、今後一、

二年の間で改修を予定しているとの回答をもらっています。

当課としましては、塀の景観を許可の条件とまではできないと考えておりますが、将来的な改修計画をもって一定の配慮がなされているものと考えています。

今回の申請にかかる廃棄物処理の流れを説明いたします。一般廃棄物である木くずは、一般家庭や農家などが、また産業廃棄物である木くずは解体工事現場などが主な搬入元です。収集された木くずは計量の後、分別・保管されます。その後、破砕機にて細かく砕かれ、破砕後は保管・搬出されることとなります。なお、搬出後の木くずは有価物として売却されます。

続きまして、申請対象施設の稼働を想定した環境影響調査について説明いたします。環境省の定める廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づき、申請者は環境影響調査を行っています。今回の計画では、周辺的环境影響要因として、スクリーンに示しますとおり、騒音と振動の二つがあり、その影響を評価いたします。騒音と振動の基準値につきましては、申請地が市街化調整区域であり、規制値が定められていないことから地域の実情に合わせ、工業地域に相当する区域として、騒音に関しては第4種区域の規制基準を、振動に関しては第2種区域の規制基準をそれぞれ目標値として設定し、影響を検討しています。

続きまして、騒音・振動の評価の地点となりますが、まず赤丸が今回増設する破砕機、さらに白地に赤い丸が既設の破砕機で、これらが騒音・振動の主な発生源となります。また、黄色いポイントが予測評価を行った地点で、敷地の東西南北4面の敷地境界線上となります。なお、北側の騒音につきましては、防音壁のない出入り口付近での影響が最も大きくなると予測されたことから、①'を今回、評価地点としてお示しいたします。

こちらは騒音と振動についての予測値と目標値の比較表です。騒音・振動ともにいずれの地点でも予測値が目標値を超えておりません。また、操業後に近隣住民の生活環境への影響が確認された場合には、関係課と連携し、改善を図るよう行政指導を行います。そのうえで、影響が重大であり、改善の意向が見られないなどの場合には、停止命令を行うことも法令上は可能でございます。

次に、周辺交通への影響についてご説明いたします。主な搬出入経路は、スクリーンに示しますとおり、新潟市道を利用する計画となっております。搬出入車両は10トントラックが1日あたり現在約10台ですが、施設の追加後は約14台と4台の増加を見込んでいます。また、搬出入の時間は午前8時から午後5時までです。搬出入の経路については、いずれも十分な幅員や構造を有する道路であることから、周辺交通に与える影響は軽微であると考えられます。

まとめでございます。計画地は、市街化調整区域に位置し、周辺的环境や交通への影響が

少なく、廃棄物の適正処理を推進する施設であることから、当該施設の敷地位置については都市計画上の支障がないものと考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(樋口常務委員長)

ご説明どうもありがとうございました。それでは、ただいまご説明のありました議案について、ご意見・ご質問はございませんか。お願いいたします。

(高橋委員)

2点だけお聞かせください。この計画自体は、私は個人的には騒音や破砕機の振動と騒音、音だけですので、ここで増設して今、影響が出るとは考えられませんし、いずれにしてもこの程度であれば問題ないと思います。

ただ、住宅が1軒あるのですけれども、これは調整区域ですから農家の分家住宅とか、相当以前からある住居なのでしょうか。それが1点です。

いま1点は、前回もあったのですけれども、この前は東港のこういう同じような業者さんが増設されるというお話が出ていましたけれども、このところ木材チップを皆さんどんどん増設されているという気がするのですけれども、木材チップを機械で破砕して作ったら、だいたい用途はペレットストーブ等あるのですけれども、量が知れていますから、だいたいは合板用かなど。例えば北越製紙さんはもう東港で荷揚げをしてギプスをかけて木材チップを入れていませんね、まさかそこには入らないし、中古ですから、それはありえないのでしょうかけれども、合板材料ということになると、だいたい新潟ですと新潟合板さんと大新合板さんが従前から新潟で合板製造をしてきていますから、でも今は1社になっていますし、需要はあるのかなど。もしそうであれば、搬出するというような計画がおりなのかなど。その辺2点聞かせてください。

(樋口常務委員長)

よろしくお願いいたします。

(事務局)

一つ目のご質問で、スライドのほうで見ていただいた約270メートル離れたところが一番近い住宅地がということで、大変申し訳ありませんが今、それぞれのお宅がいつ建ったかという情報は今のところ手持ちで持ち合わせておりませんので、お答えすることはできませんけれども、ご意見いただいているとおり、調整区域になりますので、元々の農家の自宅だったり、そういった形で元々は建たれている住宅だというふうに認識しています。

(高橋委員)

そうであれば、別にいつ建ててどうなんというのはいいのですけれども、トラブルめいた

ことはなかったのですか。

(事務局)

近隣の自治会の自治会長さん等にもご説明をしておりますし、近年、これについての苦情というのは報告がないというふうに聞いています。

(高橋委員)

では結構です。

(事務局)

二つ目の、破碎後の材料ということになりますけれども、こちらの事業所は、有価物ということで北区の業者のほうに木材チップとして搬出するのをメインでやっておられるということですか。ということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(樋口常務委員長)

ありがとうございました。高橋委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。お願いいたします。

(平山委員)

スライド9の「南西側外観」という写真があるのですがけれども、野積み状態の木材の山みたいなのがかなり高く見受けられますけれども、近年、突風等もかなり頻度があがっております、こういう状態で、2.5メートルの塀があるわけですがけれども、それよりさらに高く見えますよね。こういう建屋内ではないものということに対する指導は必要ないのでしょうか。騒音や何かを調べて、破碎機のことについては今説明があったので理解できたのですが、ちょっと心配になりまして、その辺について、どういうふうに指導というかお考えなのか教えていただけますか。

(樋口常務委員長)

ありがとうございました。いかがでしょうか。

(事務局)

すみません、少しお時間をください。

(樋口常務委員長)

これは気になりますよね。

(平山委員)

そうですね。

(樋口常務委員長)

どうぞ、そのままご発言いただいてもいいですよ。

(事務局)

こちらの業者なのですけれども、この地区は産廃業者が何社か集まっています。年1回、市と産廃業者の方たちとで意見交換をしまして、その際に、やはり量が多いので減らしてくれという指導をさせてもらって、今現在は量はこれよりだいぶ減っている状況になっています。

(平山委員)

そうですね、その塀が守ってくれているというようなイメージになっていれば、まだ分かるのですけれども、そうじゃない場合は、やはりその範囲内の量に抑えろとか、何かしなければ意味がないのかなと思ひまして、ぜひその点についてもご指導をよろしくお願ひいたします。

(樋口常務委員長)

ご意見ありがとうございます。

(事務局)

今回、機械を追加することで処理能力が大幅に増になりますので、今までは生木、枝等を破碎する能力として少し弱かったのですけれども、今回入れる機械というのが、生木の破碎に割りとは能力のある機械を入れられるということで、置いておくものを増やさない方向になってくると思います。要は、置いておかなくても生木をどんどん処理ができて能力的には向上いたしますので、そのように対応が可能になってこようかと思ひます。

(平山委員)

お願ひいたします。

(樋口常務委員長)

とても重要な指摘だと思ひます。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。お願ひします。

(東海林委員代理：土屋)

スライド15の騒音予測結果のところでは1点確認したいのですけれども、目標値以内の予測値であるということは十分理解いたしました。ただ、現実的に近くに270メートル離れて住んでいる方からみれば、現状から、どのくらい大きくなるのかなというところで、かなり個人差みたいなものが出てくると思ひます。そうした意味で、現状から実際、この機械が1機増えたときに、どのくらい騒音が増えそうか、その数値みたいなものはどうされていますか。現状と予測の違い。

(樋口常務委員長)

予測値の前ということですね。既存の値ということですね。

(東海林委員代理：土屋)

そうです。既存の値から、どのくらい増えているかというところを。

(樋口常務委員長)

大事なお指摘だと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

今、資料を探すのでお待ちください。

(樋口常務委員長)

少し懸念があるのは、270メートル離れちゃっていますので既存の値が出てきたとしても、270メートル離れたところがどういう音かというのは計測されていませんので、その場所での強さがどうなるかというのは、ちょっと分からないところなのですけれども。

(東海林委員代理：土屋)

外を飛んで来ますので、だいぶ違うかもしれないのですけれども、少なくとも現状からのくらい、直近でどのくらい増えるかなというところで予想がつくと思いますので。

(樋口常務委員長)

ご確認しましょう。いかがでしょうか。

(事務局)

直近の住宅で現在の騒音を測ったところ、47 デシベルというところでした。これに新しい施設の稼働をしたときの計算した値が 45 デシベルで、足し合わせると 49 デシベルという値になって、増加としては現在よりも 2 デシベル上がるという結果になっています。

(東海林委員代理：土屋)

分かりました。ありがとうございます。

(樋口常務委員長)

ありがとうございます。50 を超えていないということですので、それほど大きな音ではないということをお願いしたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、私からですけれども、先ほど平山委員からお話がありました粉塵と言いますか、風による飛散ですけれども、スライド 12 を見ますと、環境影響評価の中に項目がないように思います。最近、やはりそういう飛砂と言いますか、飛散と言いますか、そういうものが目立つものがあるならば何かそういう指標も必要なのではないかなと思います。今回の案件は、今は問題がないということですので、評価の中に、そういうものが必要かなと思います。それはご検討いただければということです。

もう 1 点は、スライド 17 ですけれども、今回の案件は都市計画として支障がないということで都市計画審議会にかかっておりますけれども、一番上は都市施設に支障がないというふ

うに書かれておりますが、本来、都市計画の目的の中には農林漁業との調和というものがあるが理念として書かれております。そういう意味で言うと、ここ非常に優良な農地なのですね。だから農業との関係がどうなっているのかというのはチェックしたほうがいいと思いますので、先ほど飛散の問題でスライド 12 に汚染項目は入っていましたが、農業上の支障が周辺にないのかどうかも本来、確かめてもらったほうがいいかなと思います。特に、新潟市は田園政令都市と言いますか、田園というのが前に来ていますので、非常に優良な農地の中に、こういう施設があるという場合に、そういう周りには影響がないということをご確認されると非常にいいかなと思います。

そういう意味で言うと、住民だけでいいのかどうかは私には分からないのですけれども、この辺の農地をお持ちの方が、その集落にお住まいなのかどうかというのが分からないことと、先ほど自治会に承諾を取られたと言われたのですけれども、私も詳しくないから分からないのですけれども、どれくらいの範囲の方に聞くと農業上の支障がないのかというのは分からないのですが、ぜひ農業をやっておられる皆さんもご確認いただけるようなシステムがあるといいかなと思います。だから、自治会の方が持つておられる土地がほとんど近隣、100メートル、200メートルで圏域を見たときに、その方（農業をやっている方）皆さんが（ここに住宅を）お持ちだということであれば、その方だけでいいのですけれども、少し離れたところから来て農業をされている方だと、その自治会の方の意見を聞いても、その方の意見は反映できませんので、何かいい方法があるといいかなと思いました。

これも皆さんから支障がないということでしたので、今後のことで結構ですので、ご検討いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、皆様からのご意見が出揃いました。採決したいと思います。議案第1号「産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について」は、支障なしとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございました。それでは、議案第1号については支障なしと決定いたします。

続きまして、議案第2号について、事務局よりご説明をお願いいたします。

（事務局）

続きまして、議案第2号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について」、ご説明いたします。配付資料は先ほどと同じですが、インデックス議案第2号からの資料と、それに伴う参考資料3、4でございます。

はじめに、本案件の取り扱いについてですが、先ほどの議案第1号と同様に建築基準法第51条に基づいて、本審議会に諮問するものでございます。

それでは、本案件の概要について説明いたします。申請者は高倉産業株式会社です。敷地位置は、新潟市西区緒立流通1丁目地内で、申請に係る施設用途は一般廃棄物の処理施設です。

申請者は、昭和55年に西区中権寺にて創業、昭和56年に産業廃棄物処理業の許可を取得しています。平成7年に今回の申請地に本社を移転し、平成27年には産業廃棄物である木くずなどの破碎処理について51条ただし書きの許可を取得しています。

今回の計画は、破碎処理の品目として従来の産業廃棄物の木くずの破碎に一般廃棄物の木くずの破碎を追加するものです。

それでは、地図にてご確認ください。申請者は、これまで赤枠の申請地内の赤色で示した建物の中で2機の破碎機を使って産業廃棄物である廃プラスチックや木くず、がれき類などの破碎を行ってきました。今回の計画では、そのうちの処理能力の大きい破碎機1機を使って、新たに処理品目として一般廃棄物である木くずの破碎を加えるものです。

許可対象となる処理の種類ですが、今回追加する一般廃棄物としての木くずの破碎能力、赤字の数値が政令で定める処理能力、青字の数値を超えることから許可の対象となっています。

それでは、申請地の位置を都市計画図でご確認ください。スクリーン中央の赤い四角が申請地でございます。新潟西バイパスの亀貝インターチェンジから南東に約500メートル、新潟市西区緒立流通1丁目地内に位置しています。

続いて、こちらは流通業務地区及び周辺の地区計画を示した都市計画図となっています。スクリーンの青く囲った部分は、都市計画決定された流通業務地区でございます。卸売や運輸、物流倉庫などが集約して立地している地区でございます。申請地は、この流通業務地区に隣接しています。また、この流通業務地区の周辺には、流通業務機能を補完するために地区計画のかかった地区がいくつかあり、申請地につきましては、そのうちの一つ、緒立地区地区計画の区域に申請地の一部が入っています。

この緒立地区地区計画は、流通業務地区と一体、または補完する施設の立地を積極的に誘導し、機能的な物流拠点となる市街地を形成することを目標に、平成元年に決定され、流通業務機能を妨げる恐れのある住宅や飲食店、学校などの建築が制限されています。

今回申請の高倉産業は、平成7年に申請地の北側部分に本社を移転しており、当該地区計画の機能を害する恐れがないものとして現在まで産業廃棄物の処理を行っています。

拡大した航空写真により、申請地の地域地区の状況をご確認ください。赤枠が申請地であり、その北側は都市計画決定された流通業務地区となっています。申請地は二つの地域にまたがっています。北側は準工業地域であり、かつ緒立地区地区計画の区域に入っていま

す。南側は市街化調整区域となっています。

平成 27 年の許可時点では、北側の準工業地域の部分だけで操業しておりましたが、昨年度、この南側の市街化調整区域の部分の土地を取得し、保管スペースとして敷地を拡張しています。

続いて、申請地周辺の土地利用の状況をご確認いただきます。申請地の北側及び東側は運輸や物流などの企業が多く立地しています。また、西側は民間のサッカー練習場となっています。そして、南側は事業所や神社などを挟んで緒立集落がごございます。最寄りの住宅までは敷地境界から約 60 メートルとなっていますが、敷地が縦に広い敷地となっておりまして、今回の施設の建屋からは約 100 メートル以上離れている状況でございます。

なお、申請者は隣接する土地所有者や関係自治会に説明を行っており、いずれからもご理解を得ています。

次に、配置図により敷地内の計画についてご説明いたします。敷地内の青色で示した作業場の施設内の赤色で示した位置に既存の破砕機があり、ここで現在、産業廃棄物である木くず、廃プラスチックなどの破砕処理を行っています。

今回の申請は、この既存の破砕機のうち、①について一般廃棄物である木くずの破砕も行うこととしています。施設の稼働時間は、午前 8 時から午後 5 時までです。廃棄物の搬出入は東側に位置する新潟市道より行います。なお、敷地の周辺は緑地やフェンスのほか、緒立集落側の敷地の南側はコンクリート製の塀が設けられています。

申請地の状況でございます。①右側の写真、こちらが正面の入り口部分から作業場の外観を写しているものです。このグレーの建屋の中で破砕処理を行っています。②の左側の写真は、建屋内の破砕施設の稼働状況の写真でございます。奥の黄色い機械が写っていると思うのですが、こちらが申請の破砕機となっています。

今回の申請にかかる廃棄物処理の流れを説明いたします。今回、受け入れを見込んでいる一般廃棄物である木くずは造園業者の剪定枝などであり、これが収集運搬されてきます。これらは計量の後、分別・保管されます。その後、破砕機にて細かく砕かれ、破砕後は保管・搬出されることとなります。なお、搬出後の木くずはセメント工場にてセメントを製造する際の熱源としてサーマルリサイクルされる計画です。

続いて、申請対象施設の稼働について、環境影響調査についての説明をいたします。議案第 1 号と同様に、申請者は環境影響調査を行っており、周辺への環境影響要因として、騒音と振動の二つについて影響を評価しています。

まず、騒音と振動の目標値を説明いたします。騒音・振動に対する生活環境影響調査においては、申請地の一部が準工業地域のため、騒音に関しては第 3 種区域の規制基準、振動に

関しては第2種区域の規制基準をそれぞれ環境保全上の目標値として設定し、影響を検討しています。

続いて、一般廃棄物を処理する際の騒音・振動の評価の地点について説明いたします。赤色が一般廃棄物の破碎施設であり、騒音・振動の主な発生源となる破碎機の位置を示しています。また、黄色のポイントが現地の測定を行った地点となります。敷地の東西南北4面の敷地境界線上において、騒音・振動の影響が大きいと考えられる地点を調査地点としています。

こちらは、騒音と振動についての現地測定結果と目標値の比較となります。騒音・振動にもいずれの地点でも現地測定結果が目標値を超えておりません。南側の住宅地に近い③の地点、南側敷地境界においては、破碎機による音や振動の影響はほとんどない状況であり、騒音値49デシベルというのは昼間の静かな住宅地のレベルと同等となっています。なお、操業後に近隣住民の生活環境への影響が確認された場合には、関係課と連携し、改善を図るよう行政指導を行います。そのうえで、影響が重大であり、改善の意向が見られないなどの場合には、停止命令を行うことも法令上は可能でございます。

次に、周辺交通への影響についてご説明いたします。まず、搬出入車両は大型車が1日あたり60台程度となっていますが、一般廃棄物の受け入れに伴い、4トントラック2台程度の増加を見込んでいます。車両の運行時間は、午前8時から午後5時までです。

主な搬出入経路は、新新バイパス亀貝インターチェンジからスクリーンの黄色い点線で示したルートを利用する計画となっています。これらの経路は、いずれも十分な幅員や構造を有する道路であることから、周辺交通に与える影響は軽微であると考えられます。

まとめでございます。計画地は準工業地域及び市街化調整区域に位置し、周辺の環境や交通への影響が少なく、廃棄物の適正処理を推進する施設であることから、当該施設の敷地位置については都市計画上の支障がないものと考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(常務委員長)

ご説明どうもありがとうございました。

それでは、先ほどと同様に審議に入りたいと思います。皆様、ご意見・ご質問はいかがでしょうか。お願いいたします。

(高橋委員)

先ほど一緒なのですが、申請地の機械を増設される場所の位置自体は限りなく集落から離れているので、あまり影響がないのかなと思うのですが、まず一つは稼働時間ですね。先ほどの場合は午前8時から午後5時までと言われたのですが、それはどうな

のかということが1点と、この集落のほうの最寄りの住宅までは境界からは60メートルですけども、破碎機からは実際はどのくらいになるのでしょうかということと、この集落は一般の住宅のほかに緒立温泉がここにありますので、温泉の営業をされているわけですから、その辺、温泉側から何かクレーム等はないのかなど。あるいは、騒音が従前から問題になっていたという経緯はないのでしょうか。この2点です。

(事務局)

まず、今回の計画ですが、機械としては増えることはなく、今、使っている機械で処理の品目だけ一般廃棄物も処理できるようにということが今回、許可としてあげさせていただいているものになっています。ですので、機械の場所としましては、位置としてスライド⑩を見ていただくと赤丸の場所なのでですけども、概ねその位置に今現在2機の機械がございまして、敷地からは敷地の北側に寄っている位置ということになっています。住宅地は③の位置よりさらに南側ということで、敷地の境界線上にコンクリートの塀が一応コの字型に回っているんですけども、そこから敷地の境界からは約60メートルですが、実際の機械の距離でいくと200メートルくらいは離れているのかなというような状況です。

これまで近年、苦情というようなお話は伺っていないということと、先ほどもご説明いたしました、騒音・振動等の実測調査、今すでに機械がございまして、実測の調査ができていまして、それについては静かな住宅地並みの騒音だという結果が出ておりますので、現状と今回、品目を追加することによっての大きな環境の変化というものは、あまりないのかなということは考えられるのですが、そういったお話というのは近年ないということだそうです。

(樋口常務委員長)

よろしいでしょうか。

(高橋委員)

結構です。

(樋口常務委員長)

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

(平山委員)

スライド⑩配置図なのでですけども、敷地と建屋等は分かるのですが、あまりに字が小さくて、空き地の部分でしょうか、どういうふうに入れたものが置かれて、どういうふうになるのか、スライド⑫のように計量したり流れがあるのですが、実際に搬入されたものがどこに置かれて、どういうふうに入りに作業的に移動していくのか、もう少し詳しく説明をお願いしますか。

(事務局)

まず、建屋の中におきましては、スライド⑩で赤色で示しているものが破碎の機械になってくるのですけれども、それより南手側のエリアは分別の作業をするようなスペースとなっています。建屋外の南手側のほうが保管場所というような形になっています。

(平山委員)

コの字みたいに紫色のラインがありますよね。そこにさらに内側にラインがあるのですけれども、それはどういう意味合いなのでしょうね。

(事務局)

南側の部分でよろしいですか。南側の部分は、紫色に見える部分がコンクリート造のRC造の塀になっていまして、今、赤い部分とおっしゃいましたか。

(平山委員)

赤い部分ではなくて、そこに何か縁取りのようにありますよね。

(事務局)

申し訳ありません、それは範囲を示す。

(平山委員)

そこへ置くのでしょうかね。まず最初に選別をするために、そのラインなのでしょうか。

(事務局)

建屋外の置き場のエリア分けのはずなのですけれども、すみません確認しますので、お待ちください。

お待たせしました。この部分は舗装されておりまして、先ほどみたいに産廃のものを積んであるのではなくて、重機だったり、コンテナだったり、そういったものを停めているようなスペースなので。

(平山委員)

ラインがいろいろ書いてあって、字が書いてあるので読みたかったのですけれども、それで説明をお聞きしたかったのです。

(事務局)

コンテナとか。

(事務局)

あまりよく写っていない写真で恐縮ですが。

(平山委員)

そうですね、ラインがいろいろと書いてあるのに、説明の字もつぶれていて見えないので、ここまで書いてあるから何がどういうふうになっているのかなとちょっと思いまして。

作業の何かが分かるのかなと。

(事務局)

コンテナ等が。

(平山委員)

送れる口ですよ。じゃあそこは、ここに置いて、ここから分別して、何かこう流れていくのですという、そういうことなのかなと思ったのですけれども、一応お聞きしたかったのですよね。いろいろと点を書いてあるので。ここにもあるし、その辺のことが詳しく、せっかく書いてあるから読みたかったのですけれども、なんだか全然見えなかったの。

(事務局)

材料が、庶務の流れとしては建屋内で行って、そこはまあ駐車スペースですとか、コンテナですとか、そういったものが置かれるような。

(平山委員)

置かれるところなのでしょうかね。そういう意味なのでしょうかね。

(事務局)

はい。

(平山委員)

何かいろいろと書いてあるので、せっかくだからお聞きしたかったのですけれども。

(事務局)

すみません、紛らわしい図面をお付けしまして申し訳ありません。お時間をいただきまして、ありがとうございました。

(樋口常務委員長)

よろしいでしょうか。

(平山委員)

結局よく分からないのですが、コンテナ等を置く場所のことで、この。

(事務局)

車両を停めたりするラインを図面上、ちょっと残ってしまっていたのかなと。

(平山委員)

説明がいろいろと書いてあるので、せっかくなのでコメントが読めたらいいなと思ったのですが。

(事務局)

すみませんでした。

(樋口常務委員長)

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、私からですけれども、ここは地区計画がかかっている中の、かかっている部分と調整区域に半分入るといふ複雑なところなのですけれども、土地所有というか、これは筆はどうなっているのですか。1筆ですか、それとも複数に分かれていますか。

(事務局)

分かれています。住所も違うので。

(樋口常務委員長)

行政界が中に入っているのですかね。以前の地区計画図を見ると、ここに行政界が入っているのですけれども、今はもう一帯で新潟市ですよ。

(事務局)

はい、そうです。新潟市ではあるのですけれども。

(常務委員長)

だけど住所が違う。

(事務局)

はい。小新と緒立流通とちょうど、町界が入っています。

(常務委員長)

町界が入っている。これは一番最初の冒頭でご説明があったように、民間の施設なので土穴を打つ必要がないというようなお話しでしたが、これは半分やめて調整区域に戻すのかと言われたときに、これは戻らないような不可逆的な開発というか、もうすでにそうなっているのですけれども、そもそも都市計画として、ここは市街化区域の準工の中に挟まれて、ここはちょっと飛び出た調整区域ですけれども、このまま調整区域のままでいくのか。ここだけのために線引きを見直すのもおかしな話なのですけれども、そもそも将来に渡って、これがもっと隣のグラウンドがもうやめて元の農地に戻すのだというのだったら調整区域でいいのですけれども、そのときに、ここも農地に戻すのだというのならば、全然このままで問題ないのですけれども、ややこれは一体的に使われている中、土地所有者はこのまま使うのではないかと思うのですけれども、都市計画として、これでいいのかということです。今回、産廃場の処理施設の位置についてはいいのですけれども、都市計画としてどうするのだというのは、どのようにお考えなのかご意見をお聞かせいただいてもよろしいですか。調整区域と市街化区域とにまたがる土地利用となっていますけれども。

(事務局)

都市計画課でございます。この緒立のところと、またいでいるところ、もともといわゆる旧黒埼地先のところの境界で、黒埼のところと、当時は黒埼町だったので、それと新潟市の

部分で開発そのものは分かるのだということなのですが、一体として進めていく中で、二つまたがって立地しているという状況です。もともとの緒立の部分については、わりと流通センターの補完という形で広がってきたというところになりますので、逆にまたいでしまっているというのが異質と言えれば異質な状態なのですが、この部分については当面の間は多分、このまま引き続きということになるのでしょうか、今また流通センターもいろいろな物流系の考え方の中で、いろいろご検討されていますので、その辺の具体的な動きが出てきたりする場合になったときに、ここを含める必要があるということであれば考えたいと思いますが、隣にまたサッカー場があったり、いろいろな活用もしていますので、これがどうなっていくのかということも見ながらということで、当面は様子を見ていくという形になろうかと思っておりますので、このままにさせていただければと思っています。

(樋口常務委員長)

分かりました。ここは地区計画がかかっておりまして、ご説明の中では口頭で出てきましたけれども、都市計画の審議会ですので、ぜひ地区計画の内容も、本来、資料に入れて一体として議論すべきだと思います。なぜかと言いますと、これ敷地の半分以上が調整区域ということで、地区計画はかかっていないのですけれども、ここは全体として一つの、先ほど土地を確認しましたけれども、どういうふうに筆がなっているか分かりませんが、緑化の話等は14メートル以上の道路についてはかなり緑化しろということなのですけれども、14メートル未満については、かなり緩い緑化なのですけれども、この絵で言うと左手3分の2くらいは調整区域ですので、そのエリアの中も、やや緑地と書いてあるところもあるのですけれども、地区計画が周りはかかっているのに、ここは3分の1だけ地区計画で、3分の2は地区計画ではないという、何か非常に歪な地区計画というか、都市計画上の位置づけが曖昧なエリアですので、何かどうせなら一体的に今後位置づけていただけたらすると、周りの地区計画を一生懸命やっておられる皆さんと一体的にここが運用できるのではないかなと思います。今のは附帯意見ということで、何ら反対するものではございません。

(東海林委員代理：土屋)

今の話の追加ですけれども、私の個人的な意見になるのですけれども、確かに私はこれを見て色が半分ずつ変わっている線が全部準工でもなければ、途中、線が切れているということは非常にどうなるのかなというのは実際に思ったのですけれども、ただ、これは私の個人的な意見ですけれども、今、都市計画で線引きとか、あるいは用途地域にいるときは必ず線がはっきり見えてしまうのですよね。だから準工のあとにすぐ、ほかの白地があったり、調整区域の線が出てくるけれども、でも現実どうかと言ったら、今、準工でもって緒立地区をある程度、流通みたいに広げている一方で、緒立の集落はもともとあるので、それを必ず協

働させなければいけない、どこかにバッファが絶対いるはずなのです。そのバッファを作るときというのは線引きでは絶対できなくて、ある程度、両方の意見を聞きながら、どちらがいかと将来的に決めなければいけないのです。

そうしたときに、何が一番有効かといったら、今の制度的に見れば地区計画は非常に有効だと思うのです。ですので、特にこういう中途半端にかかっているところは、できるだけ地区計画を先行して立てるような形でもって、将来的に色をどうするかというふうに決めていくのも一つの手かなと思いますので、その辺は、そんなやり方がいいのかなと思いました。

(樋口常務委員長)

おっしゃるとおりです。だからそのバッファの部分の緑化協定が、これは南3分の2にはかからないので、ぜひ一緒に入れられて、特に集落側というか、そういうところには積極的な緑地化を図っていただいて、こういうコンクリートの非常に冷たい壁で区切るのではなくて、何かいい方法で区切っていただくような仕掛けがきちんと発言できるように都市計画を取っておかれたほうが将来的にはいいかなと思います。私も同感です。ありがとうございます。

追加するとすれば、これは調整区域ですので、これは多分、固定資産税も安いのだと思うのですが、都市計画税も取られていないはずですが、ですから、これは一緒に入られると、よく分かりませんが、3分の1は都市計画税と取っておいて、3分の2は都市計画税を取らない、でも一体としてやっているということですから、そうではなくて、税収の面からも都市計画税を納められればその分、いろいろな付加的なサービスも受けられるという意味で言うと、一体的に処理されたほうがいいのかなと思いました。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、特段のご反対のような意見はなかったように思います。

それでは、採決したいと思います。議案第2号「産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について」は、支障なしとしてよろしいでしょうか。

(「異義なし」の声)

ありがとうございました。

それでは、議案第2号については支障なしと決定いたします。いろいろな意見が出ましたので、また内部でご検討いただければと思います。

それでは、本日の審議結果につきましては、次回の審議会において報告させていただきます。以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。皆さん、ご協力ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

(司 会)

樋口常務委員長、ありがとうございました。以上をもちまして、終了とさせていただきます。

なお、次回の審議会を令和5年12月26日、火曜日の午後2時から白山会館にて開催いたします。よろしくお願いいたします。本日は、ありがとうございました。